

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 札幌市西区発寒16条14丁目6番1号
名 称 株式会社 イーアンドエム
代表取締役 秋庭 勉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋 元 克 広



許可の年月日 令和 5年 3月16日
許可の有効年月日 令和10年 3月15日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 産業廃棄物の種類

- | | |
|-----------------------|--|
| ア 燃え殻 | ケ 繊維くず（製品に織られているものに限る） |
| イ 汚泥 | コ 動植物性残さ（製品に織られているものに限る） |
| ウ 廃油 | サ ゴムくず |
| エ 廃酸 | シ 金属くず |
| オ 廃アルカリ | ス ガラスくず、コンクリートくず（工物の繊維が剥離したものを除く）及び陶磁器くず |
| カ 廃プラスチック類 | セ がれき類 |
| キ 紙くず（製品に織られているものに限る） | |
| ク 木くず（製品に織られているものに限る） | |

以上14種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）

(2) 積替え又は保管の有無 有

1 (1) カ、シ、ス（ただし、廃タイヤ及び廃家電（水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）に限る。）に限る。

2 積替え又は保管に関する事項

場 所	面積	保管上限	高さ	産業廃棄物の種類
西区発寒16条14丁目1086番8	9.0 m ²	7.0 m ³	屋内	廃タイヤ（上記1 (1) カ）
	6.0 m ²	5.6 m ³	屋内	廃家電（上記1 (1) カ、シ、ス）

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

- | | | |
|-------|-------|--|
| 平成10年 | 3月16日 | 新規許可 |
| 平成15年 | 3月16日 | 更新許可 |
| 平成17年 | 3月10日 | 変更許可（上記1 (1) ア～オ、キ～サ、セの品目追加及び上記1 (1) イ、カ、シ、スの積替え又は保管に関する事項の追加） |
| 平成20年 | 3月16日 | 更新許可 |
| 平成25年 | 3月16日 | 更新許可 |
| 平成26年 | 8月 8日 | 変更届（上記1 (1) イの積替え又は保管に関する事項の廃止） |
| 平成30年 | 3月16日 | 更新許可 |
| 令和 5年 | 3月16日 | 更新許可 |

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

○紙くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・ 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの。
- ・ パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・ 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの（業種限定なし）

○繊維くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの。

○動植物性残さ

- ・ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。

書換交付

令和8年1月7日

事由

代表者の変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。